

件名	墨田区の公立学校における特別支援教育の広報に関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区立花 A			
受理年月日	令和5年2月14日	受理番号	第13号	
<p>要旨</p> <p>特別支援教育を受ける児童の保護者が負わなければならない責務とその具体的内容を、特別支援教育のリーフレット及び墨田区ホームページにおいて明示してください。</p> <p>(理由)</p> <p>障害のある児童の保護者に対して、「通常学級での教育・指導が困難になることが見込まれるため、定常的な保護者の付添いを求める可能性がある」ことを学校から説明されました。</p> <p>当該児童は、知的発達に遅れがない自閉スペクトラム障害があり、墨田区の基準では特別支援学級への在籍基準を満たしておらず、また、墨田区では、情緒障害のある児童のための固定制学級が整備されていないことから、通常学級に在籍して通級指導学級での指導を受けています。</p> <p>この指導環境は、墨田区の特別支援教育のリーフレットにも記載されているとおりのものであります。</p> <p>自閉スペクトラム障害の障害特性が発現すると以下のような問題が発生します。</p> <p>(1) 担任教員1名による対応が困難である。</p> <p>(2) 周囲の児童の教育を受ける機会を阻害する要因になる。</p> <p>(3) 当該児童本人が心に傷を負ったり、クラス内で孤立したりする可能性がある。</p> <p>このため、担任教員以外の大人による付添いの必要性は理解できるものです。</p> <p>しかし、定常的に保護者が付き添わなければならないという責務は、保護者に対して大きな負担を強いるものであるにもかかわらず、このような責務があるという情報を、入学前に入手する手段を墨田区は提供していません。</p> <p>保護者の責務に関する情報は、当該児童本人の学校選択、兄弟姉妹の学校選択、保護者の職業選択及び居住地域の選択(墨田区以外への転居を含む)に対して多大な影響を与えるものであり、入学前にこうした情報が入手できることで、これらの重要な選択を適切に行えるようになります。</p> <p>こうしたことから、特に知的発達に遅れがない自閉スペクトラム障害や情緒障害のある児童の保護者に対して、必要に応じた責務が発生する可能性があることやその責務の具体的内容に関する情報を、入学前に容易に入手できる手段を整備することが必要です。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				